

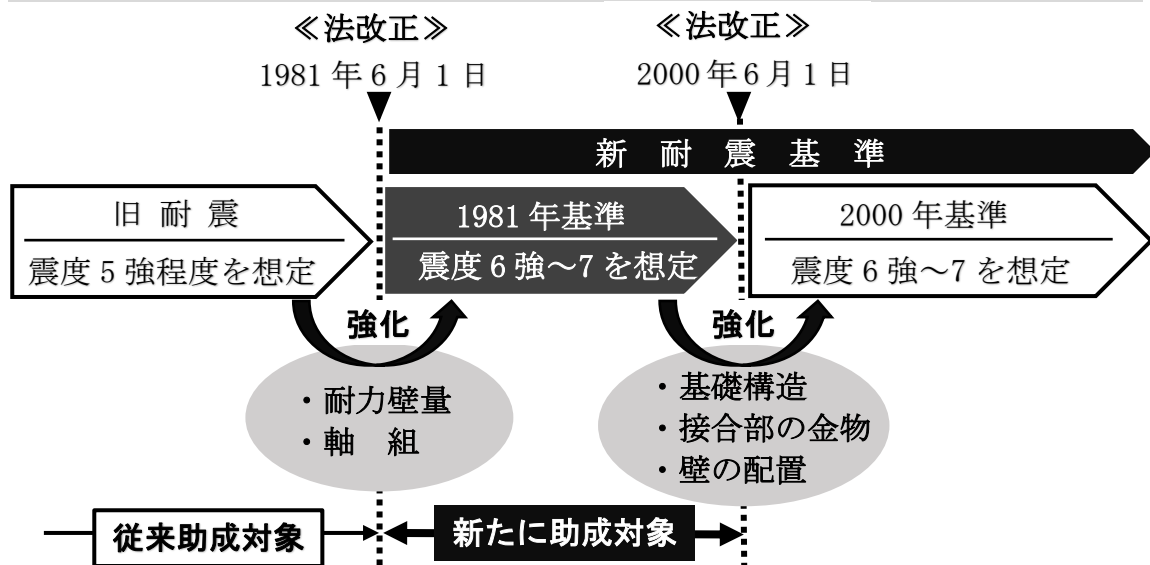
建築物耐震化促進事業の拡充について

1 新耐震木造建築物耐震化助成

(1) 事業概要

木造住宅を対象に実施している建築物耐震化助成の対象範囲を、旧耐震基準に加え、2000年5月31日以前に建築された新耐震基準木造建築物（以下、「1981年基準」という。）までを対象とし、木造住宅の耐震化を促進する。

(2) 耐震基準の変遷



新耐震木造建築物を対象とするきっかけとなった、2016年に起きた熊本地震では、2000年基準の建築物について、倒壊・崩壊の被害が少なかった。

(3) 助成内容(助成額)

既存の助成メニュー(診断・計画・補強)を1981年基準にも適用する。

助成メニュー	限度額	助成率	適用
耐震診断	10万円	1/2	
	13万円	2/3	高齢者等
	16万円	4/5	特定地域内
耐震計画等	5万円	2/3	
耐震補強工事	75万円	1/2	
	100万円	2/3	高齢者等

※除却・建替え対象外

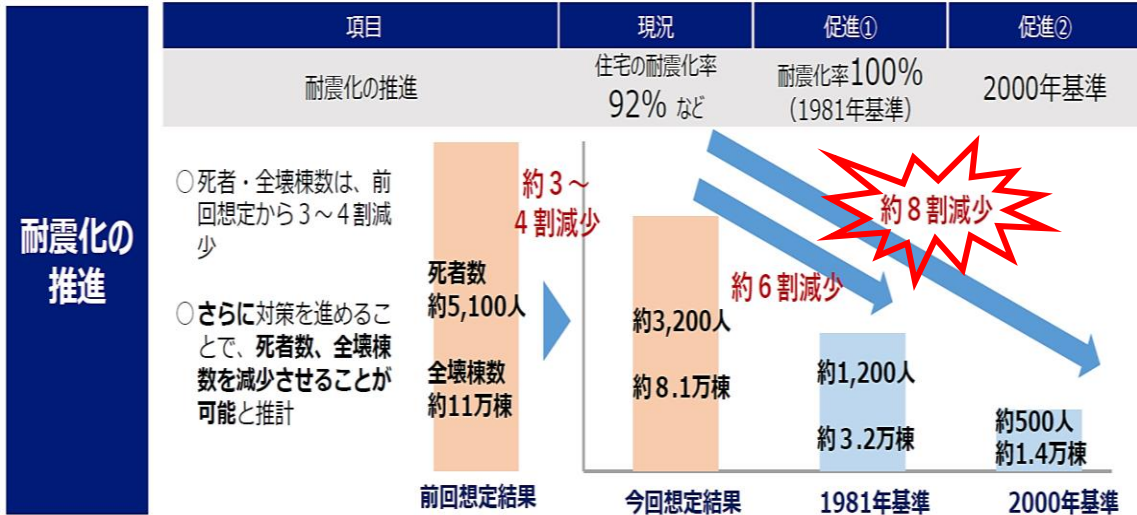
(4) 施行日

令和6年4月1日

(5) 事業効果

防災・減災対策による被害軽減効果 (冬・夕方/風速8m/s)

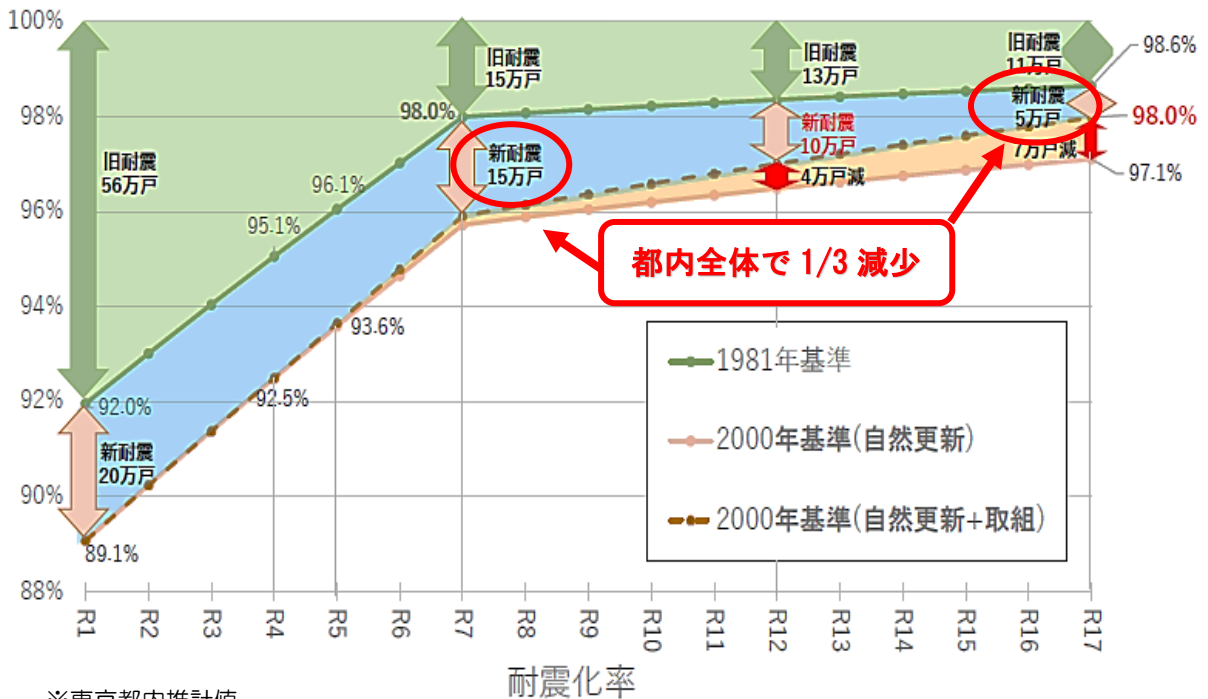
○ 建物耐震化等の現況に基づく被害量から、今後対策を進めた場合の被害軽減効果を推計



※東京都首都直下地震等による東京の被害想定報告書及び東京都防災会議資料(R0405)から引用

(6) 事業目標

令和17年度末までに、区内にある1981年基準の木造住宅約6,000戸を2,000戸まで減少させる



※東京都内推計値

2 特定緊急輸送道路沿道建築物占有者加算助成

(1) 事業概要

区は、平成23年度より特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化推進事業に対し、助成を行ってきた。

その結果令和4年度末の耐震化率は91.6%となっている。

一方で、区の耐震改修促進計画の目標値は令和7年度末に耐震化率100%を目指しており、耐震化の更なる促進が求められている。

【特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率推移】

耐震化率	2025 計画策定 平成27年度末	現状 令和4年度末	目標 令和7年度末
特定緊急輸送 道路沿道建築物	86.9%	91.6%	100%

※板橋区耐震改修促進計画 2025 追録版より抜粋

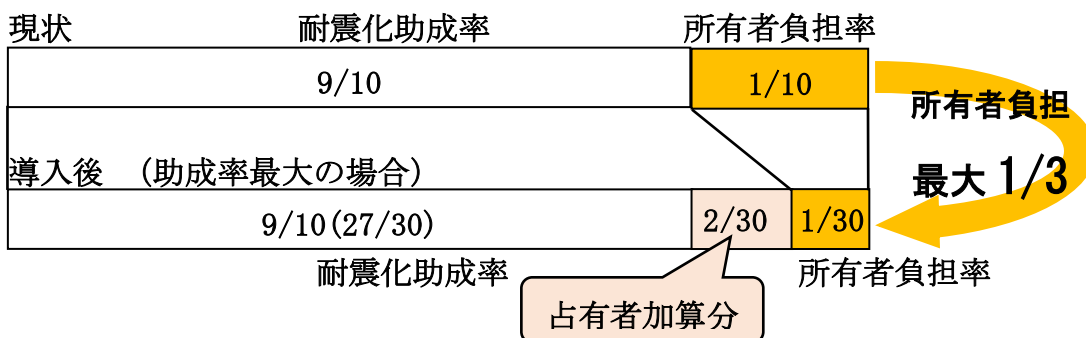
都の検討委員会において、耐震化が進まない建築物所有者の課題として「賃貸建築物の場合、賃借人（占有者）との合意形成が困難であること」が挙げられている。

このような課題に対して、特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者負担を軽減するため、都は令和2年度から区に対する補助制度を拡充し、占有者が存する建築物に補助金加算制度を開始している。

さらに、区の特定緊急輸送道路沿道建築物所有者からも占有者加算制度の導入要望が寄せられている。

このような状況を踏まえ、区も都の歩調に合わせ、非木造建築物の耐震化を促進するため、占有者加算助成を行う。

【助成率概要】



(2) 助成対象

賃借人がいる建築物

(3) 助成内容(加算額) ※参考：東京都の単価

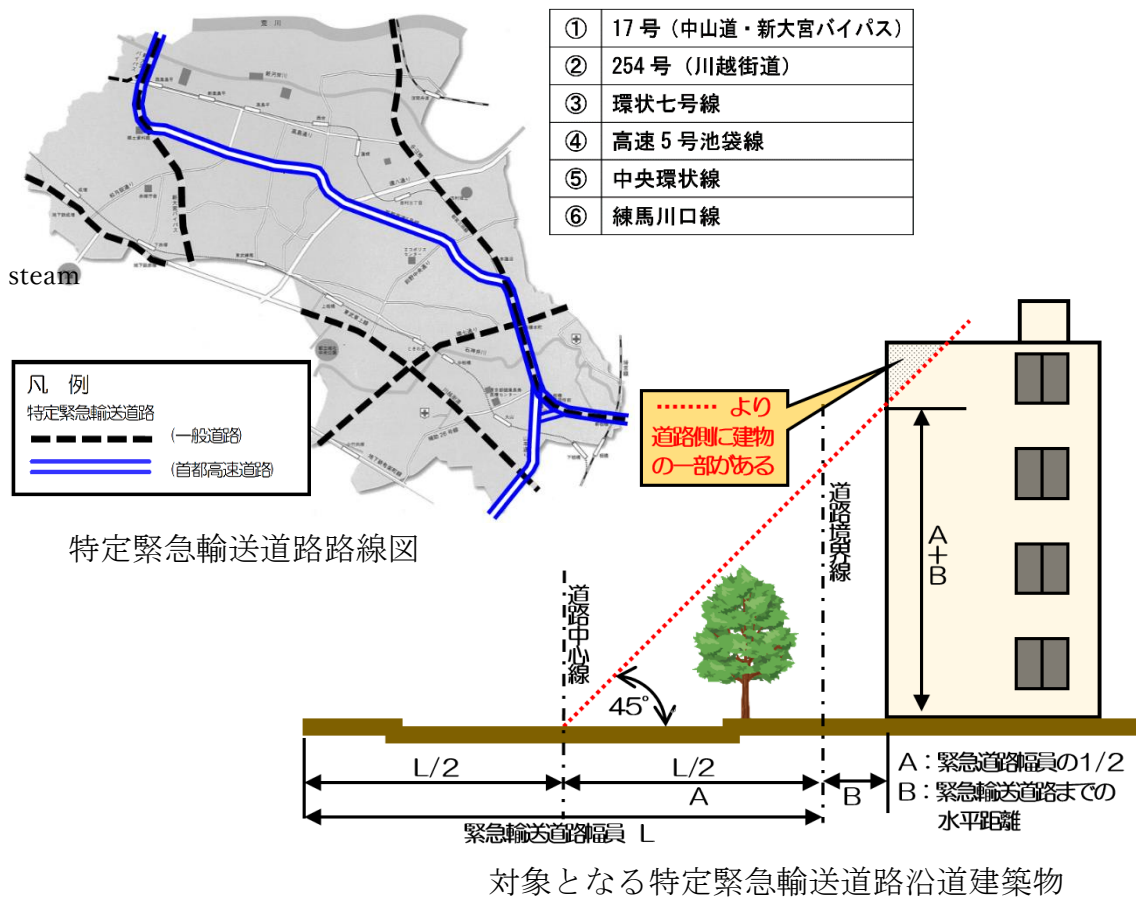
①、②のいずれか小さい方

①耐震改修工事等の助成対象事業費×2/30

②下記単価で算出した額の合計

用途		単価	
賃貸住宅		15万円/住戸	
賃貸住宅以外 (貸店舗等)	占有面積	100㎡未満	45万円/契約
		100㎡以上 200㎡未満	90万円/契約
		200㎡以上 500㎡未満	180万円/契約
		500㎡以上	450万円/契約

(4) 特定緊急輸送道路路線図



(5) 施行日

令和6年4月1日